

新型インフルエンザA(H1N1)

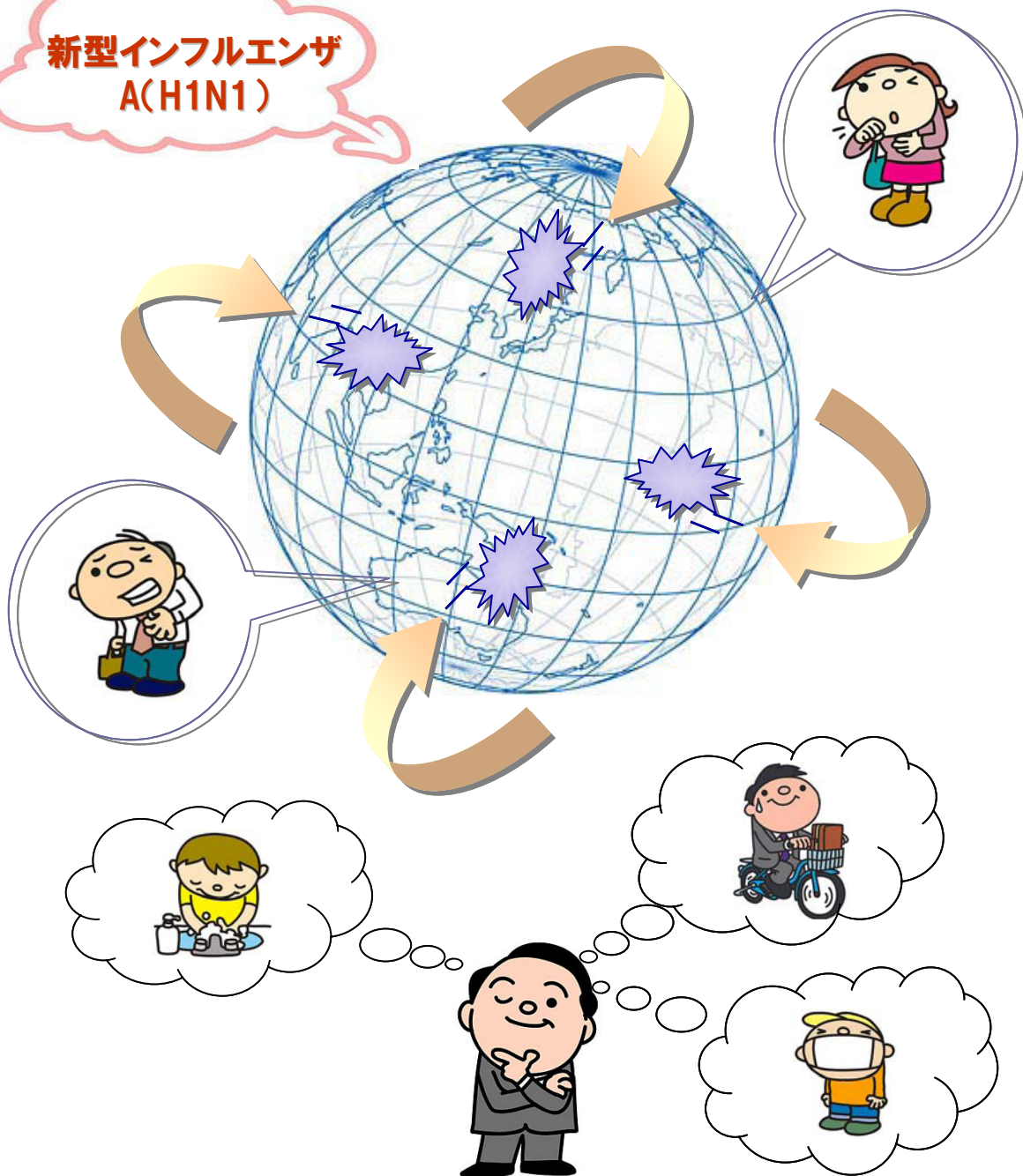
対策のための事業継続計画



経営
サポート

新型インフルエンザの流行は、
事業活動に大きな影響を及ぼします。
事前に対処の計画を作成し、従業員や会社を守りましょう！

新型インフルエンザ
A(H1N1)



目次

中小企業 BCP 策定運用指針と本資料について . . .	1
1. 新型インフルエンザ A(H1N1) への対応について . . .	2
1 新型インフルエンザ A(H1N1) の概要	2
2 政府及び企業の対応	4
3 新型インフルエンザによる事業リスク	8
2. 事業継続計画について	9
1 事業継続計画の概要	9
2 事業継続計画の運用	13
【参考 1】 新型インフルエンザ関連情報の入手先 . . .	14
【参考 2】 中小企業庁の支援措置	15

中小企業 BCP 策定運用指針と本資料について

(1) 中小企業 BCP 策定運用指針について

**大地震が起きたら、新型インフルエンザが流行したら、
経営者であるあなたは、何を考えますか？**

多くの経営者は、「従業員の安全を確保したい」、「顧客の信用を確保したい」、「事業を早期に復旧したい」などと考えるでしょう。

このような経営者の思いに基づいて、事前に緊急時の対応などを検討し、その内容を取りまとめた計画を、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）といいます。

この事業継続計画を中小企業が自ら策定・運用することができるよう支援するために、2006年2月、中小企業庁は事業継続計画の策定・運用の手順や方法を「基本」、「中級」、「上級」の3コースで分かりやすく解説した「中小企業 BCP 策定運用指針」（以下、「指針」）を、公開しました。（<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>）

(2) 本資料について

本資料は、新型インフルエンザの大流行に対応した事業継続計画を策定する際の考え方を整理したものです。

本資料の中では、右のシンボルを用いて、新型インフルエンザに対応した事業継続計画の策定時にポイントとなる部分を説明していますので、ご参照ください。



なお、本資料のうち「2. 事業継続計画について」においては、右のシンボルを用いて、本資料にて説明している内容が「指針」のどのページに該当するのかが示していますので、「指針」の内容について詳しく知りたい方はご参照ください。



また、企業で新型インフルエンザ対策を検討する場合には、本資料に加えて、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 2009年2月17日）の中の「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」や「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」などを参照することをお勧めします。

※ 本資料は 2009 年 7 月までの情報を基に、作成しています。
新型インフルエンザ対策については、新しい知見の発見や対策の拡充が続いているため、対策の策定や実施に関しては、最新の情報を参照してください。

1. 新型インフルエンザ A(H1N1) への対応について

「**新型インフルエンザ A (H1N1) とは、一体どのようなものなのか?**」、
「**通常の季節性のインフルエンザとどう違うのか?**」などと、
疑問をお持ちではありませんか?

1 新型インフルエンザA(H1N1)の概要

新型インフルエンザ A (H1N1) は、現在世界的な規模で流行しています。また、2009年の秋冬における更なる流行も懸念されています。そのため、企業が事業を運営する上で、こうした状況に弾力的に対応することが求められています。

(1) 新型インフルエンザ A (H1N1) の特徴

新型インフルエンザ A (H1N1) とは、従来、豚が感染していた豚インフルエンザ A (H1N1) ウイルスが、「人から人」へと感染できるものに変異した新型インフルエンザウイルスに感染して起こる病気のことです。

この新型インフルエンザ A (H1N1) は、季節性インフルエンザ※1) と類似する点、異なる点があるため、その特徴をきちんと理解し、対応しておくことが重要となります。

※1) 風邪よりも比較的急速に高熱、悪寒、倦怠感などを発症する季節性インフルエンザウイルスによる感染症

新型インフルエンザA(H1N1)の特徴

季節性インフルエンザと類似する点

- 感染すると発熱、咳、頭痛、倦怠感などの症状がでる
- 多くの感染者は入院の必要はなく回復する
- 基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)を持っている人や妊娠中の感染者が重症化することが多い
- 潜伏期間が1~7日程度である
- 抗インフルエンザウイルス薬(タミフル、リレンザ)の治療が有効である

季節性インフルエンザと異なる点

- 基本的に免疫を持っている人がいない
- 若い人がかかることが多い
- 既存のワクチンがない



参考資料: 厚生労働省ウェブページの情報を基に作成

(2) 新型インフルエンザ A (H1N1) の感染経緯

日付(日本時間)	感染の経緯
2009年 4月25日	■ WHO は、メキシコ及び米国における豚インフルエンザ A(H1N1)ウイルスの人への感染の発生について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定
初の水際確認事例	
2009年 5月9日	■ 成田空港での検疫及び国立感染症研究所の検査により、日本人男性3人が新型インフルエンザ A(H1N1)に感染していることが判明
初の国内感染確認事例	
2009年 5月16日	■ 神戸市環境保健研究所及び国立感染症研究所の検査により、兵庫県の日本人男性が新型インフルエンザ A(H1N1)に感染していることが判明



新型インフルエンザ A (H1N1) への政府の対応や、
新型インフルエンザ A (H1N1) の感染を防止する対策などについて、
きちんと把握していますか？

2 政府及び企業の対応

(1) 政府の対応

政府は、「新型インフルエンザ対策行動計画」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 2009年2月17日)を策定していますが、これは強毒性の新型インフルエンザを念頭に置いたもので、今回発生した新型インフルエンザ A (H1N1)とは前提とする健康被害の程度が異なっています。そのため、政府は行動計画をそのまま適用するのではなく、「基本的対処方針」(新型インフルエンザ対策本部 2009年5月22日)により、地域の実情に応じた柔軟な対応を実施することとしています。

それぞれの企業において地域の感染状況を注視するとともに、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 2009年2月17日)の「基本的な新型インフルエンザ対策」を参考に、例えば、手洗い、咳エチケット、職場の清掃・消毒の措置について検討していただくことが重要です。

【企業などへ呼びかけていること】

- 外出については、自粛要請を行わない。
- 集会、スポーツ大会などは、一律に自粛要請を行わない。
- 企業に対しては、事業自粛の要請を行わない。 など

※ただし、感染機会を減らすための工夫を検討するよう呼びかけは実施する

(2)企業の対応

企業においては、政府の対応などをきちんと把握し、新型インフルエンザ A (H1N1) の流行に対して、『どのように従業員を感染から守るのか?』や『従業員にどのような配慮が必要なのか?』を検討することが望まれます。

①最新の情報の入手

政府の新型インフルエンザ対策への取組や、新型インフルエンザの流行状況、医療などの公共サービスに関する正しい情報を、政府（厚生労働省、内閣官房、外務省など）や都道府県のホームページなどから入手し、全従業員に周知しておくことが重要です。

②職場や従業員における対応

政府は企業に対して、事業自粛の要請は行っていません。ただし、企業に感染機会を減らすための工夫を検討することを要請しています。そのため、企業は、実情に応じて対応を検討することが重要です。

職場における感染防止策

まずは自社で感染の危険性が高い場所や事業などをきちんと確認しましょう。その上で、適切な感染防止策を実施する必要があります。

<対策の例>

手洗いの徹底

職場の入口に手洗い場所を設置したり、速乾性の消毒用アルコール製剤を設置するなど、従業員の手洗いや手指の消毒を徹底しましょう。

健康管理の呼びかけ

従業員に対して、十分な栄養をとることや十分な睡眠をとること、無理な出勤はしないことなどの健康管理を呼びかけましょう。

感染した場合の職場への連絡の徹底

従業員に対して、新型インフルエンザに感染したときはすぐに職場へ連絡することを徹底させましょう。

通勤方法変更の検討

流行時には、満員の電車やバスによる通勤を避け、時差出勤、自家用車や自転車による出勤の導入などを検討しましょう。

職場の清掃や消毒の実施

職場の中で、従業員や来訪者など、多くの人が触れる場所は、こまめな清掃・消毒を実施することで、付着したウイルスを除去することができます。

感染が判明した時の対応の周知

感染が判明した場合は、職場にこないよう従業員に呼びかけましょう。

集客施設の利用者への感染防止策

集客施設の利用者間で感染が拡大しないように対策を検討しましょう。

(対策の例)

- ▶ 発熱症状のある方などの利用はご遠慮いただく。
- ▶ 利用客が多くない場合に利用客間の席を離す。
- ▶ 利用客が施設内で発症した場合に備える。



保育施設などが休業となった場合の配慮

育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員に対して、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務などを認めることを検討しましょう。



基礎疾患(糖尿病、ぜん息など)がある従業員への配慮

今回の新型インフルエンザ A (H1N1) は、季節性インフルエンザと同様に基礎疾患のある方が重症化することが報告されています。

そのため、基礎疾患のある従業員を把握し、感染防止策を徹底しましょう。





濃厚接触者への対応

感染者と濃厚接触した従業員への対応は、保健所からの指示(外出自粛など)に従うようにしましょう。

※ 新型インフルエンザに関する参考情報としては、14ページ「【参考1】新型インフルエンザ関連情報の入手先」をご参照ください。

従業員個人や従業員の家庭における感染防止策

職場における感染防止策の実施に加え、従業員個人や家庭においても、感染防止策をきちんと行うことが重要となります。この感染防止策は、季節性インフルエンザ対策としても有効であり、日ごろから習慣づけておくことが大切です。

<p>咳エチケット</p> <p>咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけましょう。</p> <p>また、感染した人が不織布製マスク※2)を着用することで他の人への感染を防ぐことができます。</p> 	<p>手洗いうがい</p> <p>外出からの帰宅後は、きちんと手洗いうがいをしましょう。手洗いは流水と石鹸を使い、15秒以上行うと効果的です。</p> 
<p>感染者との距離の保持</p> <p>感染者から適切な距離(2メートル以上)を保つことで、飛沫感染対策となり、感染の危険性を大幅に下げることができます。</p> 	<p>マスクの着用</p> <p>感染者と対面する時や、人込みに入る時にはマスクを着用しましょう。</p> 

※2)不織布製マスクとは、繊維あるいは糸などを織ったりせずに、熱などにより接着して作った布によるマスク

③将来への備え

今回の新型インフルエンザ A (H1N1) は、季節性インフルエンザと同程度の毒性であるため、強毒性の場合のような深刻な健康被害は発生していません。しかし、過去に発生した新型インフルエンザ (スペインかぜ) の大流行においては、第一波より第二波の方が被害が大きかったという例があります。

将来への備えを怠らないことが大切です。

新型インフルエンザの流行による事業のリスクについて、
考えたことはありますか？

3 新型インフルエンザによる事業リスク

新型インフルエンザの感染拡大により『事業にどのような影響が生ずるか？』を検討しておく必要があります。

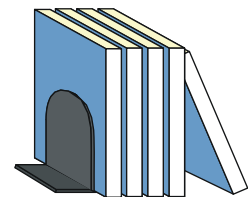
事業が受ける
影響は？



どのような影響を想定すべきか・・・

- 感染拡大期などでは、多くの従業員が出勤困難となる可能性があるため、人、物、金、情報などの経営資源のうち、特に「人」の確保に支障が生ずる可能性が高くなります。
- また、自然災害とは異なり、電気、水道、ガス、通信などのインフラには大きな問題は生じないものと予想されます。
- さらに、広域での感染拡大により、部品や材料などの確保が困難となる場合も考えられます。
- 加えて、世界的規模での感染拡大も予想されることから、国内だけでなく海外事業所での対策（海外事業の継続方針や、日本人従業員の帰国・滞留など）も検討しておく必要があります。

新型インフルエンザが発生した場合などにおける事業への影響を検討した上で、有事の際の対応の仕方を、あらかじめ取りまとめたものが「事業継続計画」(BCP)です。



2. 事業継続計画について

ここからは指針の「基本コース」を踏まえ、事業継続計画の概要を解説します。

「事業継続計画とはどのようなものなのか?」、
「事業継続計画を策定するとどのような効果があるのか?」などと、
疑問をお持ちではありませんか?

1 事業継続計画の概要

3-3~3-7

事業継続計画とは、企業が地震や大火災、新型インフルエンザの大流行などの緊急事態に備えて、普段から『緊急時にどの事業を継続させるのか?』や、『そのために何を準備し、どのように継続するのか?』などを検討し、事業を継続するための対策などを取りまとめた計画のことをいいます。

新型インフルエンザの流行時には、働くことのできる人員や部品・原材料の入手などに制約が生じることが想定されます。そのような状況の中で、自社の事業の継続を考えていかなければなりません。そのため、不十分な条件の下でも事業を継続していくための対処方針を検討し、必要な経営判断をあらかじめ行っておくことが重要です。

こうした事前の対策を計画として定めておくことは、取引先などからの信頼の向上にもつながります。

事業継続計画の主要項目

(1) 継続すべき事業の分析と対処

- ①継続すべき事業は何か
- ②上記の事業を継続するために必要な業務は何か
- ③制約を受ける資源は何か
- ④代替手段など

重要



(2) 有事の際の必要資金の確保

<注意>事業継続計画の内容は、どのような事業リスクを想定するかによって異なります。また、企業の業種、規模、事業の態様、立地環境などによっても異なります。想定する事業リスクに応じて各社の経営判断の一環として策定すべきものです。

(1) 継続すべき事業の分析と対処

① 中核事業の特定

新型インフルエンザによる事業リスクが顕在化した場合に、限られた経営資源で継続すべき事業を、売上高、取引関係、将来展望などの観点から検討し、具体的に特定します。

ただし、事業の規模や態様などによっては、特定の事業だけを継続するものとして選択するという考え方にはなじまない場合もあります。「制約のある条件の下で営業を継続するためにはどうしたらよいか」という観点から、各社の実情に即して検討することが重要です。



② 重要業務の確認



受注の維持、部品や原材料の確保、在庫管理、出荷のための輸送手段の確保、支払・決済手段の確保など、中核事業を継続するために必要な業務を確認します。

③ 重要な経営資源の確認

中核事業を継続するための業務を遂行するために必要な経営資源（人、物、金、情報など）を洗い出します。

④ 代替策などの検討

新型インフルエンザの発生により重要な経営資源に制約が生じた場合に備えて、「人」を確保するための対策や、在庫品の積み増しなどの代替策を検討します。



代替策の例

- 新型インフルエンザの場合、事業継続のための対策として、必要な要員の確保が最も重要です。
- 要員の確保のための方策として、【1】複数班による交替勤務、【2】在宅勤務、【3】クロストレーニング（同一の業務について複数の従業員が習熟しておくこと）などを実施することが考えられます。

【1】複数班による交替勤務

従業員を複数の班に分けて交替勤務を行うことで、従業員の同時感染を避けることができます。

交替勤務の例

- ① 発症していない従業員をいくつかの班に分け、班ごとに勤務班と自宅待機班に分類して、一定期間ごとに交替する。
- ② 就業している従業員（勤務班）の中から感染者が出た場合、自宅待機していた班が代替要員として就業する。

【2】在宅勤務

従業員が自宅のパソコンで業務を行うことで、人と接触する機会を減らすことができ、従業員への感染を防止することができます。

【3】クロストレーニング

1人の従業員が複数の業務をこなせるようクロストレーニングを実施することで、万が一重要業務の遂行に必須の従業員が感染した場合でも、代替りの要員が対応することができます。



(2) 有事の際の必要資金の確保

新型インフルエンザによる事業リスクが顕在化し、通常の営業収入が確保できなくなる場合に備えて、有事の期間に発生する費用（従業員の給与、建物の賃借料など）を概算し、これをまかなうために必要な資金を確保する方策を考えておく必要があります。

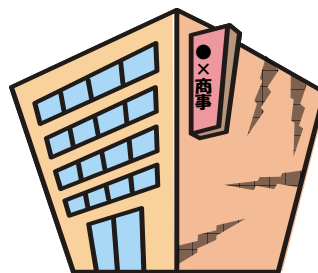


地震などの自然災害の場合は、建物、設備などの復旧費用を想定する必要がありますが、新型インフルエンザの場合は、通常の状態に戻るまでの間の運転資金を確保することがより重要となります。

※ 新型インフルエンザに関する中小企業庁の支援措置として、15ページ「【参考2】中小企業庁の支援措置」をご参照ください。



新型インフルエンザ



地震

以上の検討結果を文書化し、
有事の際の対処の方策を社内で共有するとともに、
内容を定期的にメンテナンスしていくことが大切です。

2 事業継続計画の運用

(1) 事業継続計画の周知・徹底



3-13~3-14



事業継続計画を策定していても、従業員が事業継続計画の内容を理解していなければ、緊急時に機能しません。策定した事業継続計画の内容を従業員に周知・徹底しておくことが重要です。



具体的には・・・

- 有事の初動訓練を行っておくことで、新型インフルエンザ発生時に、速やかに対処することができます。
- 1人の従業員がいくつかの業務をこなせるようクロストレーニングを行っておくことで、感染による欠勤者が出た場合でも代替の要員を確保することが容易になります。
- 実際に在宅勤務を試行してみることで、有事の際の在宅勤務体制への移行がスムーズに実行できます。

(2) 事業継続計画のメンテナンス



3-15~3-16

策定した事業継続計画が前提としていること（事業内容や新型インフルエンザの特性など）が変わってしまった場合には、いざというときに役に立ちません。策定した事業継続計画が現時点の状況に適合しているかを随時確認し、必要な見直しを行う必要があります。

【参考1】 新型インフルエンザ関連情報の入手先

新型インフルエンザ対策ガイドライン

- 新型インフルエンザ対策本部
「基本的対処方針」(2009年5月22日)
<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/090522-03a.pdf>
- 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議
「新型インフルエンザ対策行動計画」(2009年2月17日)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kettei/090217keikaku.pdf>
「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(2009年2月17日)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/guide/090217keikaku.pdf>
- 東京商工会議所
「中小企業のための新型インフルエンザ対策ガイドライン
～命を守り、倒産をまぬがれるために～」(2008年10月31日)
<http://www.tokyo-cci.or.jp/chiiki/influenza/influenza.pdf>
- 独立行政法人 労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター
「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(2007年5月18日改訂)
<http://www.johac.rofuku.go.jp/guideline3.pdf>

新型インフルエンザに関する情報

- 厚生労働省
「新型インフルエンザ対策関連情報」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
「厚生労働省の相談窓口」
電話番号:03-3501-9031 受付時間:午前10時～午後6時
受付日:平日 受付期間:当面の間
- 国立感染症研究所 感染症情報センター
http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html
- 外務省
「海外安全ホームページ」
<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- 世界保健機関(WHO)
<http://www.who.int/en/>

【参考2】 中小企業庁の支援措置

中小企業庁は、今回の新型インフルエンザ A(H1N1)の流行により、旅館業など多くの中小企業の資金繰りへの影響が懸念されることから、影響を受ける中小企業を対象に、「金融支援対策特別相談窓口の設置」、「セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)の適用」、「既往債務の返済条件緩和等の対応」、「緊急保証の拡大」などの支援措置を実施しています。

(URL)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2009/090522SwinefluTaisaku.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/090522SwinefluTaiouKinyu.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2009/090616ShiteiMinaoshi.htm>

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2009/090616KansaiKankouRevitalize.htm>

中小企業庁は、事業継続計画の策定方法などを取りまとめた「中小企業 BCP 策定運用指針」(2006年2月20日)及び強毒性の新型インフルエンザ(鳥インフルエンザ等)への対応を想定した「中小企業 BCP 策定運用指針を用いた新型インフルエンザ対策のための中小企業 BCP(事業継続計画)策定指針」(2009年4月)を公開しています。事業継続計画を策定する際は、ご参照ください。

■ 中小企業庁

『中小企業 BCP 策定運用指針』(2006年2月20日)

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>



■ 中小企業庁

『中小企業 BCP 策定運用指針を用いた新型インフルエンザ対策のための中小企業 BCP(事業継続計画)策定指針』(2009年4月)

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>





編集・発行

経済産業省中小企業庁 経営安定対策室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL:03-3501-2698

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>



QRコードからもアクセスできます。